

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の 一部を改正する法律案 骨子案

一 題名、目的及び定義の改正

1 題名の改正

法律の題名を「脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改めること。

2 目的の改正

目的を次のように改めること。

この法律は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等に鑑み、建築物等における木材の利用を促進するため、基本方針等について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずること等により、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会*の実現に資することを目的とする。

※ 閣法「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」における定義を引用。

3 定義の変更

「公共建築物」について、「国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物」（現行2条1項1号）に限定すること。

※ これに伴い、現行2条1項2号の民間の学校、老人ホーム、病院、図書館、高速道路のサービスエリアなどは、現行10条～16条の木材製造高度化計画の認定、認定計画に関連する資金の償還期限の特例及び森林法の特例、公共建築物用の木材生産に関する試験研究を行う者に消防大学の試験研究施設を半額で使用させるための規定の対象外となる（林野庁によれば、利用実績なし）。

二 基本理念

- 1 木材の利用の促進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、そのための脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られるよう行われなければならないこと。
- 2 木材の利用の促進は、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭をいう。）に代替して、再生産することが可能である木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の削減その他の環境への負荷の低減が図られるよう行われなければならないこと。
- 3 木材の利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて山村その他の地域の経済の活性化に資することを旨として行われなければならないこと。

三 事業者の責務等

1 事業者の責務

林業及び木材産業の事業者は、建築物の整備の用に供する木材の適切かつ安定的な供給に努めなければならないこと。

2 関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、基本理念にのっとり、木材の利用の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

四 国民の理解の増進

1 木材利用促進月間・木材利用促進の日

- (1) 国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、木材利用促進の日及び木材利用促進月間を設けること。
- (2) 木材利用促進の日は10月8日とし、木材利用促進月間は同月1日から同月31日までとすること。
- (3) 国及び地方公共団体は、木材利用促進の日をはじめ木材利用促進月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

2 表彰

国及び地方公共団体は、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

五 木材利用促進本部（仮称）

1 設置及び所掌事務

- (1) 農林水産省に、特別の機関として、木材利用促進本部（以下「本部」という。）を置くこと。
- (2) 本部は、次の①及び②の事務をつかさどること。
 - ① 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の策定及び実施の推進に関すること。
 - ② その他木材の利用の促進に関する重要事項について審議し、及び木材の利用の促進に関する施策の実施を推進すること。

2 組織

- (1) 本部は、木材利用促進本部長及び木材利用促進本部員をもって組織すること。
- (2) 本部の長は、木材利用促進本部長とし、農林水産大臣をもって充てること。
- (3) 本部員は、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣その他国務大臣のうちから農林水産大臣の申出により内閣総理大臣が任命する者を充てること。

六 基本方針等

1 対象範囲の拡大

基本方針、都道府県方針及び市町村方針の対象範囲を「公共建築物における木材の利用」から「建築物における木材の利用」に拡大すること。

※ 国及び地方公共団体が整備する公共建築物における木材の利用の目標に関する部分を除く。

2 基本方針の策定主体の変更

本部の設置に伴い、基本方針の策定主体を農林水産大臣及び国土交通大臣から本部に変更すること。

七 建築物における木材の利用の促進に関する施策

1 建築物の整備の用に供する木材の供給の確保

国及び地方公共団体は、建築物の整備の用に供する木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、建築物の整備の用に供する木材の製造に係る技術及びその製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 民間建築物における木材の利用の促進に関する施策

(1) 木材の利用を促進するための協定の締結

- ① 国又は地方公共団体及び事業者又は事業者団体（以下「事業者等」という。）は、事業者が事業活動に関して整備する建築物における木材の利用に関する構想及び国又は地方公共団体による当該構想の実現に資するための情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定を締結することができること。
- ② 国は、①の協定を締結したときは、協定の内容等を公表するものとする。
- ③ 国、地方公共団体及び事業者等は、①の協定を締結したときは、当該協定に定められた事項を誠実に履行するものとする。
- ④ 国は、①の協定を締結した事業者等の取組を促進するため、事業者が当該協定に従って整備する建築物における木材の利用による環境の保全に対する寄与の程度の評価の実施及び公表、当該建築物における木材の利用の促進に必要な財政上の配慮その他の必要な支援を行うものとする。
- ⑤ 地方公共団体は、①の協定を締結したときは、②及び④の国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 民間建築物における木材の利用の促進

国及び地方公共団体は、公共建築物以外の建築物における木材の利用を促進するため、木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進、中高層の木造建築物又は大規模な木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物の整備の用に供する木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。